

海士小学校 いじめ防止基本方針

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そして、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる。」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る。」ということも忘れてはならない。

そのような認識を踏まえて、いじめの防止等に取り組むにあたっては、学校・保護者・地域が互いに手を結びながら、児童一人一人の自尊感情や人権感覚を培い、いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない気持ちを育てていくことが大切である。また、児童を取り囲む大人一人一人が、「いじめは卑怯な行為である。」「いじめは絶対に許されない。」という意識を持ち、いじめに直面した場合でも、強い気持ちを持って、周囲の人に相談したり、いじめをやめさせようとしたりする力を持つ児童を育てていくことが必要である。

そこで、いじめの未然防止に力を入れながら、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するために「海士小学校いじめ基本方針」を定める。

2. いじめの定義

法では、いじめを次のように定義している。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

3. いじめ防止のための視点

- ① 学校には、学校管理下において児童の心身の安全を守る責務があること。
- ② 児童のモデルとなるよう、教職員・保護者など、児童に関わる大人同士が優しく楽しい関係づくりに努めること。
- ③ 各教科、学級活動、児童会活動、教育相談などの教育活動を、いじめ防止の視点をもって計画的に行っていくこと。
- ④ 学校は、「いじめは、いじめる側が悪い」というスタンスに立つこと。
- ⑤ 学校は、「いじめを許さない、万一いじめられた場合は、とことん守り抜く」というメッセージの発信を繰り返し行うこと。
- ⑥ 多くのいじめが、休み時間、昼休み、放課後など教職員がいない場面で発生していることを踏まえた職員の配置体制や、心和む校内環境についても配慮が必要であること。
- ⑦ いじめの防止は教職員だけでは完結しないこと。学校の構成員でもある児童と一体となった取組が不可欠であること。
- ⑧ いじめのない楽しい学校づくりのために児童自らがその重要性に気づき、考え、実行できるような場面（しかけ）を多く提供すること。
- ⑨ 児童会活動やたてわり班活動の活性化や、リーダーの養成が重要であること。
- ⑩ いじめの防止は、学校だけでは完結しないこと。保護者、地域、関係機関などとの協働が不可欠であること。

4. いじめの予防

(1) 校内体制の取組

- ・年度当初の職員会議において「海士小学校いじめ防止基本方針」の内容確認と取組についての共通理解を図る。(5月)
- ・全校集会で校長がいじめの問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない行為」という雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・職員朝礼(常時)、生徒指導職員会議(月1回)、学年担任会(週1回)などで児童のよさや課題、対応について共通理解を図る。
- ・担任は、学級の気になる児童や出来事を、管理職、生徒指導主任に報告する。また、記録をつけておく。
- ・学級担任は、仲間づくりの大切さとともに、見てないふりをすることは「いじめ」につながることで、いじめを見たら先生や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さについて指導する。
- ・互いに授業を参観し合うことで、生徒指導の観点から児童の情報交換を行う。(常時)
- ・授業づくりや集団づくり等「海士小学校いじめ防止基本方針」の内容が反映された学級経営案を作成・評価する。(作成:5月 評価:7月・12月・3月)
- ・いじめの態様、原因、背景、具体的な指導上の留意点など「いじめの問題」について校内研修を行う。(5月)
- ・児童の活躍や意欲の溢れる環境作りを行う。(生活目標、行事の写真、賞状など)

- ・職員会議、職員朝礼やいじめ防止対策委員会において「取組評価」を行い、取組の見直しを行う。

(2) いじめ防止対策委員会の取組

○委員：校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、養護教諭

(当該学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

- ・「海士小学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し
- ・いじめが疑われる事案の事実確認・判断
- ・いじめ事案に対する対応の協議・実施
- ・調査結果、報告等の情報整理・分析

(3) 授業改善の取組

- ・わかる授業を行い、児童の基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・一人一人が活躍できる全員参加の授業を行い、児童に自信を持たせ、自己肯定感を高める。
- ・教科などの特質を生かした小集団学習を取り入れ、学び合う学習集団づくりを行う。
- ・学習規律の共通理解を図り、定着について確認をしていく。
- ・道徳の授業を計画的に行い、道徳的価値や自分の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育てる。

(4) いじめに関する学習の取組

- ・「言葉づかい」についての学級活動を行う。
- ・いじめ問題など「命」の大切さを考える参観日を行う。(10月)
- ・人権週間に、人権感覚を高める取組を集中して行う。(12月)

(5) 集団づくりの取組

- ・互いのよさや学級のよさを見つけ、認め合う活動を行う。(授業時、終礼時、など)
- ・かかわり合うことが楽しいと感じ、年長者の自己有用感を高める異年齢集団活動を行う。
(全校遊び、交流給食・遊び、縦割り班清掃、縦割り班遠足、運動会など)
- ・互いに力を合わせたり、根気強さを身につけたりする課外活動を行う。
(4・9月陸上大会、6月バスケットボール大会、10月音楽会)
- ・アンケートQ Uを活用し、学級集団の現状や要支援の児童を捉えた、具体的な手立てを行う。(6月・11月)

(6) ネット上のいじめの対応

- ・発達段階に応じた情報モラルの授業を計画的に行う。
- ・校報や学級通信などで、保護者の見守りやフィルタリングについて啓発する。

(7) 保護者への取組

- ・ホームページを活用し、「海士小学校 いじめ防止基本方針」について保護者に周知する。
- ・学級通信などを活用し、学級の様子を伝える。
- ・連絡帳などを活用し、児童の良さや活躍などの情報を共有し合う。
- ・養護教諭を中心に「早寝、早起き、朝ご飯」など規則正しい生活習慣について啓発する。

5. いじめの早期発見・早期対応

- ・日頃から積極的に児童とふれ合い、小さな変化を見逃さないようアンテナを高く持つ。
- ・児童の様子に目を配るとともに、変化を感じたときは、児童の悩みを聞く。
- ・様子に変化が感じられる児童について、管理職や生徒指導主任に報告し情報を共有する。
- ・アンケートQ Uを活用して、いじめ項目について確認し、気になる児童に対して速やかに教育相談を行う。(6月、11月)
- ・学校生活アンケートを活用し、気になる児童に対して教育相談を行う。
- ・教育相談週間を設け、全ての児童と教育相談を行う。(6月・10月・2月)
- ・いじめの相談を受けた教員は、管理職や生徒指導主任に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」を通して情報を共有する。

6. いじめへの対応 (いじめ防止対策委員会で指導・支援体制を協議し、指導・支援を行う)

(1) いじめられた児童

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人など)と連携し、いじめられた児童に寄り添える体制をつくる。
- ・いじめられた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

(2) いじめた児童

- ・いじめた児童への指導では、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて授業を受けられる環境の確保を図る。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・犯罪行為などについては、警察署などとも連携して対応する。

(3) 学級担任など

- ・学級で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を示す。

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

(4) 組織

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・警察などのサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

(5) 保護者

- ・家庭訪問（加害、被害とも。学級担任を中心に複数人数で対応）等により、速やかに事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底的に守り通すことを伝え、できる限り保護者の不安を取り除く。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

7. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

次の定義のいずれかに該当する事案が発生した場合は、「重大事態」としてすみやかに対処する。なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

- いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- いじめにより、児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合は、目安に関わらず、適切に判断する。
- 被害児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会と連携して対応する。

8. 具体的な緊急対応の手順

